

自治体の ICT 部門の業務継続について（情報提供と意見）

1. 政府の防災対策の中の BCP の位置づけ

(1) 防災対策推進検討会議

政府は、東日本大震災を受けて、その教訓を活かした防災対策の抜本的な見直しを進めている。一つの取組が、中央防災会議の専門調査会として昨年 10 月に設置された「防災対策推進検討会議」（座長：官房長官）。3 月の中間報告では、企業の BCP に関して触れている。

第 3 章 「ゆるぎない日本」の再構築を目指して

7. 大災害を生き抜くための日頃からの備え

⑥ 多様な主体の協働により社会の総力を挙げて立ち向かう防災

○事業継続計画（BCP）の策定及び改善を促進するため、対応策等の情報提供を実施するとともに、民間の各主体とも連携して「事業継続ガイドライン」等を充実すべき。その際、民間の BCP のガイドラインの位置付けを検討すべき。

中間報告には、地方自治体の業務継続には直接の言及がないが、被災による著しい機能低下について大きな課題ととらえている。

第 3 章 「ゆるぎない日本」の再構築を目指して

2. 被災地を支える体制づくり

① 被災地方公共団体の体制整備

○ 地方公共団体の首長が死亡した場合の代理について、災害時には平時と異なる特別の者（例えば他の選挙で選ばれた者）を選べるような、非常時モードの仕組みも検討すべきではないか。

② 被災地方公共団体を支える体制整備

○ 広域災害や大規模災害の発生時に、都道府県又は国による広域調整のもと、地方公共団体間の水平的な支援が行える仕組みの導入を図るべき。また、円滑な支援のため事前の計画策定を推進すべき。この際、指揮命令系統の一元化や災害協定の締結にも留意すべき。

○ 大規模災害を念頭に、市町村の機能が著しく低下した際の支援や体制整備に関し、都道府県や国の対応のあり方等について検討を行うべき。

○ さらに、著しく巨大な災害では、「災害緊急事態」ともいべき被災地方公共団体の行政機能の喪失といった事態を想定し、行政機能の維持などに関して、国や被災地内外の地方公共団体の役割を見直す必要があるのではないか。

(2) 首都直下地震対策

首都機能の維持と首都機能のバックアップの両面から、官民の業務（事業）継続の必要性を含めた幅広い議論が行われている。

特に、夜間・休日に地震が発生した場合に都心部に必要な要員が参集できることを前提とした「あり

得ない」BCPに対し、警鐘をならす議論が増えていることは良い傾向。

2. 地方自治体のICT部門のBCP

時 点	前回ガイドラインの制定時	今回のガイドラインの改定時
自治体向け BCP ガイドライン	存在しない（民間企業向け、中央省庁 向けは存在）	公表済み：「地震発災時における地方公 共団体の業務継続の手引きとその解 説」（平成22年2月）
政府の「防災基本 計画」の記載	地方自治体に対するBCP策定の努力 義務なし（民間企業には努力義務あ り）。	地方自治体に対するBCP策定の努力義 務を規定（平成23年12月）。
庁舎の耐震化	耐震性の必要性の認識はあっても、耐 震診断の予算確保さえ困難な例も多 かった。	耐震化の必要性の認識は、さらに広が り、耐震化も進展。
地方自治体全体の BCP	一部の都府県で策定。市町村ではほと んどなし。ICT部門のBCPは、全体 BCPがない中での策定がほとんど。	新型インフルエンザ向けBCPの策定自 治体は相当数（ただし、対応戦略不足）。 地震を含むBCPもある程度増加。
庁舎が使えなくな る場合の考慮	耐震性がある庁舎の場合、庁舎の現地 復旧が可能というBCPの前提がほと んど。	東日本大震災の津波による庁舎の喪失 を受け、沿岸部の地方自治体を中心に代 替拠点の必要性の認識が広がる。
重要情報のバック アップ	行われていない、同じ室内にバックア ップのテープを置くといった例が多 かった。	状況は徐々に改善。東日本大震災の教訓 から、遠隔地でのバックアップの必要 性がかなり認識されるようになった。
地 方 自 治 体 の BCP 策定の前提 の多様性	庁舎の耐震性、立地（職員参集の容易 性）、情報のバックアップ状況など、 様々なパターンを前提に検討する必 要性あり。	様々なパターンを前提に検討する必要 性は変わらない。ただし、前提は改善し てきている。
クラウド技術の活 用	ほとんど考慮されず。	防災力の向上策として検討（通信回線途 絶等の懸念要因はある）。東日本大震災 での仮庁舎で活用。
ICT 部門ガイドラ インの使用状況	どの地方自治体にも参考にはなるが、 十分に合致しない。自力でカスタマイ ズの努力が不可欠。	今回のガイドラインは？？

3. 地域防災計画、地方自治体全体のBCP、ICT部門のBCPの関係

「地域防災計画」のうち、地方自治体のリソースに甚大な被害を受けた場合の特則が「地方自治体全体のBCP」と考えるのが無理のないところ。ただし、BCPは適時の柔軟な見直しが必要なので、根拠ないし骨子は「地域防災計画」の中に位置付けるとしても、別文書とするのがよい。

「ICT部門のBCP」は、「地方自治体全体のBCP」は主要な構成要素である。「地方自治体全体のBCP」がない地方自治体でも、存在すると考えなければ、「ICT部門のBCP」の前提が不明になる。